

議案第56号

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年11月28日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

市の議会の議員の選挙において、候補者による選挙運動のためのビラ頒布及び当該ビラの作成に係る公費負担を可能とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）が平成31年3月1日から施行されることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成20年朝来市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「朝来市長の選挙に限る。」を削る。

第11条中「（朝来市長の選挙における候補者に限る。以下この条、第13条及び第14条において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される朝来市議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された朝来市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

## 議案第 56 号資料

### 朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（<u>朝来市長の選挙に限る。</u>以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第11条 候補者（<u>朝来市長の選挙における候補者に限る。</u>以下この条、第13条及び第14条において同じ。）は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>